

# 岐阜県公報

## 目次

教育委員会規則		
岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則	(教職員課)	一
岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則	(同)	七
岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則	(同)	七

岐阜県公報号外 毎週 ( 火曜日 ) 発行 ( 休日 に 当 たる ときは 翌 日 )

## 教育委員会規則

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

### 岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員免許法施行規則(昭和三十七年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中、「単位修得証明書」を削る。

第九条第一項第四号及び第十條第一項第八号中「又は単位修得証明書」を削る。

第十条の二第二号中、「第六号及び第七号」を、「及び第六号から第八号まで」に改め、

同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第十一条中「各号に掲げる書類」の下に、「(施行法第二条第一項の表の上欄各号に掲げる者にあつては第一号及び第二号に掲げる書類)」を加え、同条第一号中「第六号及び第七号」を「及び第六号から第八号まで」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「(施行法第二条第一項の規定により申請する場合は、必要としない。)」を削り、同号を同条第三号とする。

第十二条の二第九号中「又は単位修得証明書」を削る。

第十五条の二第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 施行規則第六十一条の四第四号口に規定する公立大学法人の職員で県教育長が別

平成二十二年四月一日



教育委員会の職員		教育長、教育次長 又は本庁課長	教育委員会
		現地機関の長	本庁課長

県教育委員会の職員	教育長、教育次長 又は本庁課長	県教育委員会
	現地機関の長	本庁課長
市町村教育委員会の職員		市町村教育委員会


「項目」及び「項目」

「項目」及び「項目」

6 幼稚園の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭にあつては「学習指導」を「領域の総合的な指導」に、「生徒指導」を「生活指導・家庭との連携」に読み替えること。

「項目」及び「項目」

修了（履修）年月日

修了（履修）  
認定年月日

「項目」及び「項目」

「項目」及び「項目」

5 前各号と同等以上の最新の知識技能を有する者（文部科学大臣が定める者に限る。）

5 学校教育における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰等を受けた者  
6 前各号と同等以上の最新の知識技能を有する者（文部科学大臣が定める者に限る。）

「項目」及び「項目」

教育委員会の職員

教育長、教育次長 又は本庁課長	教育委員会
現地機関の長	本庁課長

県教育委員会の職員

市町村教育委員会の職員

教育長、教育次長 又は本庁課長	県教育委員会
現地機関の長	本庁課長
職員	市町村教育委員会

「項目」及び「項目」

別記第十二号様式を次のように改める。

第 12 号様式 ( 第 13 条、第 22 条関係 )

免許状書換申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地 ( 都道府県名 )

住 所

勤務 ( 予定 ) 校

( ふりがな )

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

連 絡 先

次のとおり変更したので、免許状の書換を申請します。

新	本籍地	( 都道府県名 )	ふ り が な	
			氏 名	
旧	本籍地	( 都道府県名 )	ふ り が な	
			氏 名	

	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域	免許状の番号	授与年月日
1			第 号	年 月 日
2			第 号	年 月 日
3			第 号	年 月 日
4			第 号	年 月 日
5			第 号	年 月 日

別記第十七号様式に「免許教科外教科担当許可申請書」と「免許教科外教科担任許可

申請書」及び「特殊学級」と「特別支援学級」及び

免許教科外教科を担当しよう			
氏名	所 有 免 許 状	出身校	教員 の 年

とする教諭		免許教科外教科を担当しようとする教諭					
とし 在職 数	週 時 間 総 数	職名	氏名	所有 免 許 状	出 身 校	教員とし ての 在職 数	週 時 間 総 数

別記第二十号様式を次のように改める。

12の2。

第 20 号様式 ( 第 21 条、第 22 条関係 )

免許状授与証明申請書

年 月 日

岐阜県教育委員会 様

岐阜県収入証紙

本籍地 ( 都道府県名 )

住 所

( ふりがな )

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

連 絡 先

次の免許状の授与を受けたことの証明を申請します。

本 籍 地	( 都道府県名 )	ふりがな	
		氏 名	

	免 許 状 の 種 類	教科又は特別支援教育領域	免 許 状 の 番 号	授 与 年 月 日	証 明 書 必要枚数
1			第 号	年 月 日	
2			第 号	年 月 日	
3			第 号	年 月 日	
4			第 号	年 月 日	
5			第 号	年 月 日	
計					通

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県教育職員免許法施行規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」といふ。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県教育職員免許法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第六号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二 必要と認める学校に学校事務主幹を置き、事務職員をもつて充てる。

2 学校事務主幹は、上司の命を受け、その担任事務を処理する。

第三十九条第一項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第十二条」を「第十九条」に、「伝染病」を「感染症」に、「かかつてある」を「かかっている」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「教頭」の下に、「主幹教諭」を加え、

五九人
九〇人
六二人
五六人
八六人
三六人
〇二人
三五人
二三人
〇六人

に改める。

六	七	四	一	人
三	九	四	二	人
五	一	六	九	人
二	〇	二	七	人
二	〇	六	二	人
三	〇	二	九	人
二	〇	六	二	人

を

六	七	四	一	人
三	九	四	二	人
五	一	六	九	人
二	〇	二	七	人
二	〇	六	二	人
三	〇	二	九	人
二	〇	六	二	人

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成二十二年四月二日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番二号  
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ一  
ブイ・アール・テクノセンター